

関係各位

飯塚市長 武井政一

飯塚市農業振興地域整備計画の変更申出の受付停止について(お知らせ)

標記について、農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年度から 10 年度にかけて計画の見直し及び策定を行うこととなりました。

このことにより、下記の期間においては計画の変更申出の受付を停止いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 停止の理由

計画の見直しにあたっては、最新の土地台帳や地番図をもとに、農地 1 筆ごとの現況に関して、農用地区域の除外及び編入並びに分合筆、用途変更等に関する調査及び確認等の作業を行う必要がありますので、この間に計画の変更を行うと作業に支障が生じるためです。

2 受付停止期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

3 農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 第 1 項について(一部抜粋)

「市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね 5 年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。」

【連絡・問合せ先】

飯塚市農林振興課 農地政策係
担当：神原・中島
電話：0948-96-8475